

区児童相談所の 取り組みの実際

平成28年5月改正児童福祉法と改正児童虐待防止法が成立し、令和2年度世田谷区、荒川区、江戸川区に児童相談所が設置されました。本研修は、児童福祉司・児童心理司・一時保護所職員等の業務の実際や先行3区の取り組みの中で明らかとなった新たな課題について、今後児童相談所を開設する区と共有し、講師の講義により、特別区の子ども家庭相談の充実を図ることを目的として実施します。

日 程 **3月5日(金)** 13:00~17:00

ねらい

児童相談行政において求められる各行政ニーズ・課題等に応じたカリキュラムを通じ、児童相談所職員に求められる幅広い専門性の強化を図る。



対 象

児童相談所(一時保護所を含む)職員、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員【定員66名】

場 所

特別区職員研修所(千代田区神田相生町1秋葉原センタープレイスビル 4~6 階)

カリキュラム

日程	時間	教科目	講師(敬称略)
5日 (金)	13:00 ~ 17:00	区児童相談所の取り組みの実際(報告) ○ 世田谷区の取り組み報告 ○ 荒川区の取り組み報告 ○ 江戸川区の取り組み報告	世田谷区児童相談所職員 荒川区子ども家庭総合センター職員 江戸川区児童相談所職員
		区児童相談所の取り組みの実際(講義)	明星大学 人文学部 福祉実践学科 常勤教授 川松 亮
計	0.5日間(4時間)		